

# 平成29年第2回 総務文教委員会会議録

平成29年6月12日

第2委員会室

開 会： 午前9時58分

委員長 中 嶋 元 則

副委員長 柘植 堯

2番委員 町野道明、3番委員 堀 光明、4番委員 水野功教、

5番委員 堀 誠

委員長 ;おはようございます。定刻より少し前ですが皆さんお揃いですので、只今から平成29年第2回総務文教委員会を開会いたします。本日の会議は、去る6月1日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしく願いいたします。それでは、はじめに市長さんに挨拶をお願いいたします。

市長 ;皆さんおはようございます。昨日は消防操法大会、大変お疲れ様でした。大変天気のいい中で盛り上がったんじゃないかなと思います。少しだけ報告をさせて下さい。先週、6月6日から8日まで私、東京での全国市長会へ行って参りました。その時に市長会からの要望事項、大きく分けて4つあったので報告をさせていただきます。これは国への要望ですけど、1つ目は震災の復興、これは当然トップに出てきます。それから2つ目が地方創生、それから分権型社会の実現、これが2つ目の全国市長会から国に対する要望でございます。そして3つ目が都市税財源の充実強化、いわゆる交付税の財源確保とそれから税源の移譲の問題です。それから4つ目が持続可能な社会補償制度の構築ということで、増加する社会補償制度に対して持続可能な制度にしましょうと、具体的には消費税の10%をきちんと求めていくということでございます。それからこれとは別に、特別提言というのがなされました。これは全国市長会の中の特別な委員の方々がプロジェクトチームのように検討して、その中で将来に向けて考えていくべきことの出た内容が土地利用行政のあり方に関する特別な提言がなされたということでもあります。どういうことかと言いますと、これからの超高齢人口減少時代にあった一元的な土地利用行政の実現に向けて考えていくべきだということです。具体的には農振、都市計画こういったものを行政側で一括、一元的に管理できるようにできないか。こういう提言が全国市長会の方でなされました。これ

はすごく当然だと思います。こういった動きがありますので国の方もこれに応じる形で総務省あたりから動きが始まると思いますのでまた注意深く見ていきたいなあということを思っております。それから、6月6日から8日の間の7日には、特に飯地の皆様、そして市議会からも議長さんと特別委員会の委員長さんにはご参加いただきまして、国道418号、新丸山ダムそして瑞浪恵那道路の要望をさせていただきました。今回も大勢の方にご要望いただきまして、大変に好感触だったと思っております。本日は7つの議案が用意されております。慎重審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さん、挨拶をお願いいたします。

議長 ; おはようございます。今日は第2回総務文教委員会ということでご苦勞様です。今も話がありましたように、議案7件、そして請願1件よろしくお願い致します。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において、詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認してからお願いをいたします。

---

委員長 ; それでは、「議第50号 恵那市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。3番委員。

3番委員 ; 18ページの第1条について聞きたいですが、この改正により個人住民税が増収になると思うんですが、どの程度になるかということと、内容で900万円から950万円以下の人は何人ぐらいいるのか。また、950万円超1,000万円以下の人はどれぐらいいるのか。そしてまた、1,000万円以上の収入のある人は対象外になるんですけど、どれぐらいいるのか。その何点かについてお願いします。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 控除対象配偶者について、所得の段階により控除が変わるということで回答させていただきますと、控除対象配偶者は1,661人ありまして、1,000万円を超える方は14人、950万円から1,000万円の方は8人、900万円から950万円の方が8人と、900万円以下が1,631人で、ほぼ900万円以下の方がほとんどで、影響額で1,000万円超過で控除が無くなる方の控除額は462万円、950万円から1,000万円が176万円、900万円から950万円が88万円の控除額の減ということで、726万円程の控除額が減りますので、それに対して税率の6%掛けますと44万円程の増額とみております。あわ

せまして、配偶者特別控除の影響額で控除対象配偶者のエリアが拡大されたということで、現在の配偶者特別控除を該当としている方は、930人ぐらいみえまして、その範囲が拡大するということと見ますと、所得の構成は変わらずに控除の33万円のエリアを930人が広がったとみなしますと、控除の見込み額が3億円程になり、その6%、1,800万円程の税額が減るといふふうに見込んでおります。ただ、今の控除対象配偶者の方が仕事を増やして移行するのであれば、影響が少なくなるというふうに見込んでおります。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 控除対象配偶者で今度変わるということで、内縁関係で別居している配偶者。これ控除対象配偶者にはならないのか。教えてください。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 内縁関係ですとなりません。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 1,800万円程減という話があったんですけども、所得控除が変わってくると、国民健康保険料なり、保育料にも影響が出てくるのですが、そのあたりはどのように認識していますか。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 控除が増えるということで所得が増えるようであれば、国民健康保険料の料金も増えると思います。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第50号 恵那市税条例等の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第50号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第52号 財産の取得について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。4番委員。

4番委員 ; 契約の相手方は岐阜日産と書いてあって岐阜市ですけども、実際サービスとかは市内でやると思うんですけども、この関係を教えてください。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 業者の方は岐阜市でございますが、県内にチェーン店をもってございます。現在、聞いておるところでは中津川日産が最も近いサービス業者と伺っております。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 高規格救急車ということですけども、稼働する場所ですよ。例えば岩村なのか恵那市内の市街地なのか、あるいは中野方も兼ねてやるのか。かねてより中野方では救急車が欲しいという話があるんですけど、どこをどういうふうに使っていくのですか。

委員長 ; 消防課長。

消防課長 ; 今回の救急車につきましては、岩村消防署上矢作分署の車両が更新対象と致しております。したがって、上矢作分署の方へ配備する予定としております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありますか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第52号 財産の取得について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第52号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第54号 平成29年度恵那市一般会計補正予算(第1号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4番委員 ; 補正予算、総務管理費590万円。その内笠岡地域のバス、飯地のほう、これが170万円。あと、串原で170万円、吉田で250万円ということですが、このような事業どこも要望されておったと思いますが、この3件だけなのか。それとも沢山あってその中でここが選ばれた理由の主なものを教えてください。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 今回採択されたものですが、移住定住交流推進支援で飯地地域自治区の運営委員会から1件、それからコミュニティ助成事業として串原自治連合会、これ170万円。吉田地域活性化委員会から250万円ということでございますけれども、今回についてはこの3件がご要望でございまして、ご要望あったものが採択されたということでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 他には競合というか、うちうちもという要望は出ていないということですか。

(マイクオフ 地域振興課長 ; はい。)

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今に関連しまして、地域自治の宝くじの交付金の件でございますけれども、他の地域から要望が出ていない要因のひとつと致しまして、なかなか説明が行き届いていないというのが実態であります。大井自治区あたりは確認してきましたら、そういう話は聞いていないというような返事で、役員間の連携がとれていないのは否めないんですけども、そういうものは、私は文書で出すべきだと思いますけど文書で出している通知方法をとっているのか確認したいと思います。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 夏頃に照会が参りますので、各振興事務所それから振興室経由で情報を流して、ご要望があれば申請の調整をしてもらおうということでお出しをしておるというようなところで取りまとめを行っておるという状況でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 文書で伝達をしているのかという確認です。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 申請要項等、要項等を添付した上でメール等でのやりとりをさせていただいて情報を流ささせていただいておるといような状況でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; メールですと、多分振興事務所で止まると思うんですよ。ですから、末端まで行っていないと現実がありますので、自治連合会長なり、今地域自治区ですけど、やっぱり私は文書で出して頂きたいと思いますが。知らないというのが一番私はいけないということだと思いますので。そこら辺のお考えをお尋ねします。

委員地 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; そういった状況があるということであれば、今後についてはメール等で当然早く情報をお渡しすると併せて、各振興事務所長会議あるいは会長さん方の会議等ございますので、しっかりと再確認というような手続きをとって参りたいというふうに思います。流れとしてはどうしてもよく地域の方でこういったものを欲しておる状況があるところであるとこれを待っておってという部分もあるようですので、しっかりと同じ情報が行き渡るようには徹底して行きたいというふうには考えております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 全国に誇る地域自治区を採用した恵那市で地域がどういうふうな状況、何をやろうとしておるか、どういうことがいるのかについては、市役所として、市の担当として常にそれはアンテナの中に入っておると思ったわけ。それでそのような状態にしてあって、競争があつて、残念ながら今回はあんたんとこだけだよ。というふうなふうになつると返事がくると思ったけど、今聞いてビックリしたわけやが、その間ずっとやってみえて副市長はこんなような状態で、恵那市がちょっと心配なんです。いろいろ最近、意見を聞きますけど。こういうことをご存じだったですか。こういう制度があるということについてね。地域の要望に基づいてから、こちらはやりようということですが。

委員長 ; 副市長。

副市長 ; いままでもこういったケースはずっとありましたので、それぞれの地域にテントを配置したりはしておりますので、当然それぞれの地域は了承してみえるというふうにしておりました。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 他にありませんので、討論を終結し採決を行います。  
「議第54号 平成29年度恵那市一般会計補正予算(第1号)(歳入歳出所管部分)」  
は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第54号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第55号 契約の締結について」を議題といたします。本件に対する質疑  
を行います。ご質疑はございませんか。4番委員。

4番委員 ; 55号東中についてですが、契約は4億3,740万円、落札が949万8,000円で、このうち  
予算は繰越明許ということですが、地方債2億4,200万円これはどういう借金  
なのか合併特例債なのか。だとしたら利率はどれくらいなのか。教えてください。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 地方債につきましては、合併特例債であります。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 利率は。答弁漏れですので確認致します。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; 95%の充当率になります。

委員長 ; それは違いますね。教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 ; 予定利率でございますが、こちらにつきましては、予算執行後の年度末、平成29年  
度ですと平成30年の5月に入札を行い決定するものです。現在、合併特例債の入札し  
た利率はかなり低くなってきておりますので、0.3から0.5%ぐらいになってくると予  
想しております。

委員長 ; 他にありませんか。3番委員。

3 番委員 ; 55 号ですけど、公募型指名競争入札なんですけど、公募しといてその企業体を自治体の方で審査して入札を決めると思うんですけど、この公募と実際に指名入札された企業は違うのか。跳ねられた企業体があるのか。その辺はいかがですか。それともう1点、入札の落札率が99%と大変高いですね。後に出てくる武並の屋内運動場の落札額が95%とちょっと低いんですけど、実際恵那病院なんかもすごく入札率が高くていっぺん出来なくて後で追加した経過もあるんですけど、すごく材料が高いとかその辺の理由についてもあればお聞きしたいですが。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 入札につきましては、おっしゃられた公募型というものです。市内の業者の状況を確認いたしまして、JVが組めるかどうかという選定を行なって、公募というものを行いました。その中で3件の応募がございました。応募いただいたのは、板垣、セントラルのJV。恵中、柘植のJV。大井、金子のJV。この3つから公募をいただきました。この3つの中で入札が行われております。入札の落札率につきましては、大変資材の価格等が高騰しているのか、こちらの積算上でも見積もりを数社取りまして、価格を設定しておるわけですけども、なかなか資材の価格が入札時に業者さんの見積もりが落ちていないのが現状ではないかというふうに現段階では推測をしております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; こども園に関連してですが、

委員長 ; まだ55号です。東中です。5番委員。

5 番委員 ; 2月16日か20日のどちらかの全協の時に、東中学校の大規模改造の概要説明がありました。その時に今回の入札で落札した、4億4,000万円ですか。この額と変わりませんがですけども改造の床面積は変わってないですね。ところが、概要説明の時に6億9,000万円ぐらいかかると概要説明を受けておるですよ。この2億5,000万円の差額は、同じ床面積で変わらないのにこれだけ安くなるというのはどういう要因で入札価格の予定を立てたのかお聞きしたいんですけど。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 当時、ご説明させていただいた時には改修の内容等精査している段階でございました。設計の業務は3月までかかっておりまして、2月の計画の中では最終の設計の詰めに入っている段階で金額を出しておりましたけども、もう少し工事価格を下げるような方向を担当の方も考えまして、それではもう少しこの部分を今回の工事から外すなど、工事の改造価格を精査して参りました。そのために価格がかなり落ちたというのが現状でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 概要は分かりましたけども、精査してかなりの削減が出来たというんですけど、2 億 5,000 万円という多額の金ですので、そこら辺がまた 3 年後にやればいいという大規模改修ではありませんので。先ほどの説明ですと物価が上がって、原材料が上がっている中で 2 億 5,000 万円も精査できたのが評価出来る点と、また逆に出来ない点もありますので、しっかり改造していただきたいと思います。

委員長 ; 要望ですね。他にありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; この件に少し離れるかもしれませんが、この時期に東中学校の大規模改造工事がはじまって、建物のこともあるし、児童数の事もあります、中学校も、もう少し古いところも岩村とか山岡とかにありますよね。そういったところは今、合併が見え隠れしている最中にこういったそちらの方の学校の改修工事というのは、造った時期とかあるいは児童数のことも考えて理解するんですけども、もう少し児童数が少ないところとか、古いところなんかはこれをどういうふうに今後工事は絡んでくるのか。やるかどうかはわかりませんが、あるのか。お聞きしたいです。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; おっしゃるとおり恵南の方で古いのは岩村が一番古くて昭和 58 年の建築になっております。その次が山岡の平成 7 年ということで、この校舎につきましては、建設から間も経ってないというか、一番新しいとこでして現段階の総合計画の中では改修等は見込んでいないのが現状です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 5 号 契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第55号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第56号 契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を伺います。ご質疑はございませんか。4番委員。

4番委員 ; これも同じように合併特例債というふう理解してよろしいでしょうか。

委員長 ; 教育総務課長

教育総務課長 ; 財源の地方債は合併特例債です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」という者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第56号 契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第56号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第57号 契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を伺います。ご質疑はありませんか。4番委員。

4番委員 ; 後ほど質問する中で、参考資料も用意しております。ぜひとも皆さんにも見ていただいた方が話が分かってもらえるんじゃないかと思って、委員長の方をお願いをしてお

りますが、それはまた委員長の方でよろしくお願い致します。今回、落札率が99.2%ということですね。JVがこれまで市外の業者と市内の業者ということ。今回、市内の業者だけでJVが組まれているというようなことで地元としてもありがたいというふうな意見も頂いております。かなり厳しい状況で落札率は99.2%というような高いわけですが、これについてはどのように見ておられるのか。先ほどと同じような話になるかもしれませんがどういう状況でしょうか。認識でしょうか。お伺いします。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 先ほど資材のことをお話させていただきました。そう言ったことも用件ではありますけども、もうひとつここで考えられるのは、県産材利用促進ということで建物をすべて木造で設計をしております。杉を使っておる訳ですけども、事情等推測する中ではなかなか県産材利用というのは価格が高いと。一般的な木材よりも県産材というのは仕入れ値がかなり高いというふうなお話を聞いておりますので、そういったことも影響しておると思っています。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 県産材は恵那市の材料とか。そういうことなんかについては指定とかしてありますか。どうですか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 本来なら恵那材を使うのが一番かと思えますけど、なかなか材料調達量というのが追いついてこないという状況でして、そのために県産材という指定をさせていただいております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 量の供給ということのようですが、それについてはまた何とかね、恵那市の材料が市場に出るような行政を新体制の中で頑張ってもらわないかんわけですが。次に工期についてですけど、来年の10月ということで、7億4,200万円ですがこの予算で7億4,200万円この内の今年と来年の予算配分はどのようになっておるのかと。その分けた理由はなぜなのか。お伺い致します。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 予算配分につきましては、29、30年度の中で29年度は工事金額の4割。要するに4割というのは前払い金で決まっておる割合なんですけども4割分を今年度、残りの6割分を来年度という予算取りをさせていただいております。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 4割6割でいくと、いわゆる仕様書でどこまでとかそういうようなことは決められな

いというふうに理解すればいいわけですか。今年度はどこまでやるよと、来年はこ  
だけよということになしに、トータルで金額的にこうやということに分けておるのか  
そこを教えてください。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 発注の中で、今年度限度額という設定をさせていただきました。その限度額というの  
が設計金額に対する4割を今年度の支払限度額ということで入札時に提示しておりま  
す。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今回これが出てきたんですけども、開園までの交通安全対策こちらが先ではないかと、  
いうふうな意見が地元からもよく出てくるわけですが、これについて開園までに周辺  
の十分な安全対策はとれるのかどうか。それについてお伺いします。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 安全対策につきましては、地元並びに周辺自治会とも説明会等開催してくる中で、い  
ただいているご意見でございます。建設課のほうでも、今年度から安全対策を絡めた  
周辺の道路整備の発注をしていただいております。その中ですべて賄えるかどうかと  
いうのは大変厳しい問題でございまして、安全が確保できることから最低限のこ  
とはしっかりやった上で開園をしていくことは、担当課としても思っておりますので、  
今後このような業務の中で地元の方とのご意見を伺いながら安全対策をしていき  
たいと考えております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; それならどこまでならできると。開園までに出来るというふうなものがいつ明らかに  
できますか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; それにつきましては、周辺の計画を地元や周辺の方にはお知らせをしております。早  
期に行うもの、中期に行うもの、長期に行うものということでご説明をさせていただ  
いております。その場所につきましても、回覧、配布等行い周知をさせていただ  
いております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; はっきりこれだったら行政として担当するこどもの安心、安全を確保する恵那市とし  
てこれなら安心だと、こどもたちを守る安心した通園ができるよというふうに言え  
る姿が市民に示せるのはいつですか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；今年度設計業務を行っておりますので、9月頃より地元との話をしていくと建設課から聞いております。

委員長；4番委員。

4番委員；9月頃から始まっていつになるかはまだ分からないと。この場ではね。そういうご返事です。それから、この用地は土壤汚染対策法に指定された土地ですが、盛り土とヒ素の関係など土壤汚染対策に関する特約など、工事契約、これについて約束事はありますか。どうですか。

委員長；幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；契約というか設計、発注時にこちらは土壤汚染対策法に関連する土地ですので、法に基づいた申請、工事等が必要ですよということは発注の特約の中に記入させていただいております。

委員長；4番委員。

4番委員；受注者はこういう条件が付いとると、それによっては特別な事情が出てくるかもしれないということは了解をしてみえと、理解してよろしいわけですか。

委員長；幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；はい、その通りでございます。

委員長；4番委員。

4番委員；99.2%という高落札率で、大変だというふうに思いますが。この設計時に基礎と盛り土の関係など土対法の対象方法について、誰かに指導を受けてみえますか。はっきり言えば、県以外に。

委員長；幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；どちらにというか、設計していく上では建物の設計業者、あと土壤汚染対策に関する業務を国際興業にお願いをしておりましたので、こちらを含めて3社で設計時には協議をさせていただきながら設計を行ってきました。

委員長；4番委員。

4番委員；業者としては国際興業とやっとなということですが、今回入札に関係した人たちには相談はかけてないですね。入札に参加されたJVを組んだ人たち。

委員長；幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；それは業者ですので、相談は一切掛けておりません。

委員長；4番委員。

4番委員；県へ土壤汚染対策法に関する書類を3月10日に県へ出されたようですが、それはどういう物でしょうか。指導内容によって工事内容が変わる恐れはありやへんか。もし

変わるとすればどれぐらいになるか。教えてください。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 3月10日に申請をさせていただいた内容につきましては、前にもご説明させていただきましたけれども、基本条項としまして3,000平米以上の土地の形質変更をする場合には必ず提出をするというものでございますので、今回工事にかかるということで県の方へ申請をさせていただいたものでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 申請した内容について、県の方からは特段の指導とかそういうものはないというものでしょうか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 区域指定ですので、あくまでも申請に基づいて県は区域を指定するというものです。今後、工事着手前には法第12条の届出を行います。これはどういうものかと言いますと、この区域をこういうふうに行いますという話を行いますので、これについては特段の事がない限り県から指導を受けるということはありません。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そうすると、ただ手続き的に出しておけばいいというようなものとして理解すればいいですかね。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 手続き的に出しておけばいいというのではなくて、法に基づいたものですので、先ほど言いましたように3,000平米以上のところについては届出を下さい。並びに申請を下さいと決まっておりますので、それに基づいて今回申請をさせていただいたというものでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 申請に対して、県の環境課いわゆる所管した機関からの回答というものは出るものですか。出ないのですか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 回答というか、区域の指定というものが回答になるというものでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; その区域指定によって、今度やろうとする仕事に影響はあるのか。ないのか。これについて伺います。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 当然、工事にあたって区域指定になるわけですが、土地をかまう所には特に影響

は出ないというふうに現段階では思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それは思っているのであって、断定は出来ないというふうに理解すればいいですか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; なぜ、断定できないかと言いますと、県からの区域指定や指導がございますので、市の方で指定するわけではございませんので、今の段階でここはこうですという断定は出来ない訳ですけれども、県ともいろんな工法についてお話をしてくれている中でここに建設するというふうに今進めておりますので、今の工法でそのまま建設はできるというふうに判断をしております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; はっきりとしてから工事契約を民間の業者と工事契約をした方が相手にとってリスクがない。逆に恵那市のね。リスクがないではないかというふうに思ったりもするんですけど。今回、なぜこんなに早くそういうふうな心配あるものをやるのか。それはどうしても実務的にそういうものなのか。そこのとこ教えてください。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 工法等の申請をしまして、先ほど 12 条の届出が必要というお話をさせていただきました。その 12 条の届出は、要するに着手というのは現場で機械で掘るという、その掘るという段階が着手でございまして、その 14 日前に届出を出しなさいということになっております。ですので、契約をして業者と念密な打合せをして、ここはこういう工法でこういう工事をすると、いうことを明らかにして工事をするように届出をしますので、特にすべて明らかになった上でというのはなかなか難しいと判断しております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、県からはっきりするまでに、はっきりしたときにはまた新たに費用を組まなきゃならんという部分も出てくるという恐れもあるというふうに議会は理解をしておけばいいわけですか。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; この土地購入にあたりましては、議会の皆様にもいろいろご説明をさせていただいております。担当としましては、その予算内でいくと前の全員協議会の中でもお話をさせていただいております。現段階ではそれより費用がかかるということは見込んでおりませんが、もしかそうなることがあった場合は議会の方へお願いするということになるかと思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; あるならあると先に言っといた方がいいと思いますが。それで、今回県へ提出された資料に美濃酪が実施した中外テクノスの土壌調査資料、これが添付されていると思いますが、これを出すのは調査したのは美濃酪であって、恵那市ではないわけですね。土地所有者ではない美濃酪の調査であっても県はこれで通用するか。認めるのかどうか。一般的に思うのは、本来なら土地所有者の恵那市がその土地を恵那市の責任で調査したのがベースになるべきではないかと思うんだけども。それでよろしいんですかね。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; その調査というものはどういう調査かということをご説明させていただきますと、地歴調査といいまして、その土地が現在までにどのような流れで動いてきたかというものを調査するものであります。その調査というのは例えば昔からの公図や現在の公図、あと土地所有者がどのように動いてきたのかというのが地歴調査でございますので、これは特に申請者が調査をしなければいけないということは定められておりませんし、当然土地所有者や公図ですので、それは誰が取っても同じ調査結果になるというものであります。今回申請に添付して出さしていただいておりますけども、特に県から訂正の指導等は受けておりません。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 地理調査等やって、そうすると 10 メータメッシュで調査したあの汚染土壌、それから汚染水の関係の資料は今回は添付してないということですね。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; すべて添付をさせていただきます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 私がこれについて聞きますけども、いわゆる 10 メータメッシュで採ったの、これは中外テクノスの採ったものを今回は付けて出しておると。それは先ほど聞いたのは、恵那市やなしに、美濃酪が採ったもの、それでも通用しますかということ聞いたわけですが、そのことですが、地歴じゃなしに、水質調査、前のデータにこれまでの恵那市の 27 年に至る実績を見て見ると、一時採ったら混ぜちゃったもんで、真っ赤になっちゃったと、いうふうなこともあったと。今回は上手にじゃないけども、それはちょっと違うかもしれんけども、10 メータメッシュで 1 箇所だけが高いということのデータですけど、それを出している。それはしかし、あくまでも美濃酪の売った人の調査であって、買ったここを造る恵那市としての調査ではない。そういうものでいいかどうか、そこだけ教えてください。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 調査につきましては、何のために調査をするかというものでございまして、こちらについては、土壤に汚染、今回ヒ素でございしますが、あるかないかという結果になります。その結果によって、どうこうなるものでございませんでして、もうその土地にあるか、ないかということですので、ご指摘のありました美濃酪側が調査したものを市の方でそれを使って申請するとか、市でやらなくてはいけないとかとか、そういった決まりはございません。申請についても添付をさせていただいております、そちらについても県から特に指導を受けておりません。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 代表構成員が出向役員ということで恵那の支店長ということですが、実質出向役員ということになると本社のほうとの関連が深いと思いますが、協議の上でこういうものを大きなものを造るわけですから、工事が進む上での本社との関わりというのは工事が進む中に当然本社が判断することも出てくるとは思います、その辺りどういふふうにされるのか、お聞きしたいと思いますが。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 土地購入の中の話は、美濃酪農さん代表理事の方とずっと話をさせていただきました。向こうから提案を受ける。こちらから提案をするということの繰り返しの中で何回か話をさせて契約に至ったわけですが、そのことについてはあちらの話ですのでどう対応されたのかは分かりませんが、こちらから資料提供をかなりしておりますので、内部調整もされた上で、またこちらのほうに提案をいただいたものだというふうに理解をしております。

(何か言う者あり)

委員長 ; すいません。

(マイクオフ)

2番委員 ; 工事が進む上で本社も大事な位置づけになってくるとは思いますので、7億3,000万円も大きいので、本社も当然工事が進む上に協議に入って、やれていくのかということを知っているんですけど。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官；こちら大井支店のほうと契約をしておりますので、当然本社とも関わってやっておられるのではないかということをおもっております。

委員長；4番委員。

4番委員；先ほど委員長さんにお話しをいたしました。私がお渡ししておきました資料ですが、それを配付していただくと分かると思いますが、情報公開で取り寄せた打合せ記録 20 年 9 月 20 日の資料ですが、美濃酪から示された対策案の中から恵那市と美濃酪にとってベストな方法を選択するための協議の場、これが 9 月 20 日の資料を配布していただだけませんか。私が説明することが皆さんに分かってもらえるために、ただ勝手に私が一人だけ行って水野さんわからんもんで。市長さんも何を言ようらっせるかわからへんということになるので。

委員長；委員の方にお諮りしますが、委員の方にお諮りします。今資料提供ということがございますが、委員の方どうされますか。委員の方に判断をお願いします。今説明があった。5番委員。

5番委員；今の議案は契約の締結についての議案ですので、土地そのものはすでに恵那市が取得しておりますので、きょうの審査は契約金額についてですので、別に資料は入りません。私は。

委員長；他の委員の方、いかがですか。3番委員。

3番委員；私も堀議員と一緒にですけど、当然前にこのことは随分市側からも説明を受けて、了承の上でこういう入札に望んでいると思いますので、資料は入らなくていいと思います。

委員長；他よろしいですね。4番委員。

4番委員；この件については、恵那市にとっていわゆる今一番の大事な問題、出生児を激減したと、こういう状況の中で親たちが心配する。市民が心配する箇所にものを造ると、本当にこれでいいかどうか。議会は市民の声を代弁して話をするけど、そこがしっかりと議論する。これは当然のことだと思います。我々には託された任務だと思います。ですから引き続き継続して質問をさせていただきますが、特に気になりますのがこの 9 月 20 日の美濃酪が示された複数の対策の中から、恵那市と美濃酪双方にとってベストな方法を選択するための協議の場で、今配ってもらいたいと思ったのが、これですけれども、こういうふうに4行ほど墨塗、いわゆる今はやりの話ですね。国会でも問題になっておりますが、こういうところがありますが、それに続いて恵那市が購入後にこの調査をやるとまずいことになる。そういうことがないように美濃酪でいってしまいたいと美濃酪のコメントが書いてあります。この前段には 10 メートルメッシュで 50 センチの土壌採って分析した結果が基準値以下ならオッケイ、また 30 メートル

メッシュ、5地点で採種して混ぜてしまったら、真っ赤かになって、基準点をオーバーしているとの発言があったように書かれております。なぜ恵那市が調査するとまずいことになるのか。この時の参加者、これ読んでみますとここには今副市長しかお見えになりません。副市長にお伺いいたしますが、ご記憶があれば教えてください。市長さんにも副市長さんにもこの今お話したデータを委員長に配ってくれと言ったけども、配らんと言わせると、ひとつ記憶になりますけども、お願いします。委員長さん配ったらどうですか。委員長さん。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 今お話しがあった調査をやるとまずいことがここに書いてありますけども、これは調査費用がすごく掛かるんです。これ前段では美濃酪さんは50センチしかやってないです。今後2メートル、3メートルの調査をする必要がある。それにはかなりのお金が掛かるので購入後に恵那市さんにやってもらうのはまずいということで美濃酪側でやりますということの、そのまずいという。お金が掛かるということだと理解をしています。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 恵那市でやるとお金が掛かる。だから美濃酪でやるといってお金を掛けてやったわけではないですね。それでいいかな、私はそうはちょっと取れないんだけど。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 恵那市でやっても、美濃酪側でやっても同じお金が掛かるんですけども、要するに恵那市の負担でやってもらうのはまずいと、これは美濃酪でやりますということです。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 2億も何億も掛けてやるということにしたわけでもないですね。これはどういう調査をやるといふことの話でしょうか。まずいことは2億だと、まずくないのは何だったのと、そこちょっとよく分かりませんが、分かるように教えてください。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; このあとに前回というか、今までに情報も流しておりますけども、中外テクノスさんが2メートルまで調査を行っております。その調査をやるといふことをここに記載がしてありまして、美濃酪側が中外テクノスに頼んだ調査を恵那市にやってもらうとお金が掛かるので、それはまずいということをおられるというふうには理解しております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そうするとあなたの今の見解は、どなたに聞かれたのですか。あなたはここに参加していませんが。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; 前段の担当者もおりますので、こういった記録簿の中で引継ぎを受けております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; この中で読めるところは、ヒ素ができるだけひっかからないような格好を重点に交渉していたようにみえますが、この仕事の進め方については子どもの安全に配慮がどうも足らんように私は思うわけですが、交渉ごとこの前一般質問で私が聞いたときには副市長が交渉の中からというような格好で決められておるようですけども、お母さん方もそして行政もまた安全安心を第一に考える子どもたちの施設について、たいへん私は不安に思うわけですが、続いて永田川の安全性についてですが、これまで恵那市の記録にも伊勢湾台風、9.28、平成元年と3回浸水し、昨年もすれすれまで迫り、私も含め何人かがここに行きました。永田下21地区のハザードマップにもこの付近が浸水がある土地とされており、地元の方も浸水があったと言われたおります。情報公開文書によれば、12年12月4日の県と協議したときの図面に永田川の河床が青く書いてあるとの記述もあります。元長島小学校校長の小坂校長も小学校が浸水してたいへんだったと書かれた文書記録も残してみえます。地域の住民はよく知っておりますが、永田川の氾濫を心配する声に対して、恵那市の今のホームページで、こども園建設についてという説明がありますが、この中にここは浸水歴がなかったとして、はっきり言っておりますが子どもの安心安全を配慮されていないように思えて、事実と違っているように思えますが、これはどうでしょうかね。お伺いいたします。

委員長 ; 幼児教育課企画官。

幼児教育課企画官 ; ホームページの記載の中にはハザードマップのことについて書かせていただいております。ハザードマップでは今回建設する箇所は浸水がしないという結果になっております。その記述が過去の浸水履歴がないという書き方でホームページに掲載をしておると今お話しの中では推測しますので、その書き方については、たいへん違った表現の仕方で上がっておりますので、その点については訂正をさせていただきたいと思っております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 議題 57 号は契約の締結についての議案ですので、関連質問はある程度理解はできますけども、そういうきょうの議案についての進行をしていただきたいと思います。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 5 番委員が議案についてということですが、議案の金額について、この結果、土地の性質上、あとにリスクを行政として、恵那市としても、覚悟していかないかんじやな

いかと、そういう部分が私はあるというふうに思うわけです。ですからそのところをきょうの審議で明らかにしていきたいし、市民の中にもそして議会の中でもこれについては充分分かったというふうな話やなしに、いろいろ心配をされている事です。この市民の心配されている事について、議会がこの機会にしっかり明らかにしていくということは、当然の任務だと思いますので、引き続きご説明しますが。

(何か言う者あり)

委員長 ; ちょっと待つて、先に4番委員。続けて。

4番委員 ; わざわざここにするのかと、他の土地を検討したというふうな話もあるわけですが。

(何か言う者あり)

委員長 ; 副委員長。

副委員長 ; 4番委員がいろいろ質問してみえるその安全性や心配されるということは良く分かっていますけれども、今の話まで遡っていっちゃうと、そもそもこの土地を議会が承認して買うということにしたこと自体まで否定していくことになるので。やっぱり議会のこの議論としては、僕はないと思うよ。したがって、今回はあそこに建てるという前提の基でこの建物をこういう建物を建てていいかという、あるいは契約額はどうかという議論になるので。そこまで戻っていっちゃうと、議会は何をやっておるかという話に僕はなると思う。以上です。

委員長 ; 今、副委員長の提案もあります。ここで質疑を終結して、採決をとってほしいというようなこともありますので、委員の方にお諮りしますけども、そのように採決していいかどうかということがありますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり」と言う者あり)

委員長 ; では、異議なしということをおっしゃったので、ここで採決をとらせていただきたいと思ひます。本件に対する討論はありませんか。4番委員。

4番委員 ; 質疑の終結について、私は異議ありと言ったんですね。それに対して委員会で諮って

いただかなきゃならんと思います。議事進行上。ですから、これで打ち切ってよろしいですかと、賛成の方は挙手してくださいとって多数決でもやらなきゃならん。

委員長 ; では、議事進行してよろしいか。みなさんお諮りします。どうでしょうか。5番委員。

5番委員 ; きょうは、第57号の契約の締結ですので、私はこの関連質問が非常に多いものから、もうこの契約に関してはこれで決を採っていただきたいと思います。

委員長 ; 他ありませんか。では、5番委員の言われるように、ここで決をとりたいというふうに思いますけども。それでは本件に対する討論はありませんか。4番委員。

4番委員 ; 討論の前に採決。

委員長 ; 挙手をお願いします。ここで質疑を終結してよろしいでしょうか。

### (挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって本件に対する討論はありませんか。4番委員。

4番委員 ; 先ほどからずっと質問をして参りましたが、いろいろ市民が不安に思っている。何でわざわざここに建てるんだというふうな声があるわけです。そして今、恵那市が一歩考えなきゃならんことは他町に比べて、桁違いな出生児の減少です。果たしてこういう環境の中で市民がちょっと待ってくれと。

(何か言う者あり)

4番委員 ; 討論するにヤジ飛ばすやない。安倍みたいに。わざわざここになんで建てるんだと。そして地域を回れば、私の商売も考えなきゃならんなどと言われる方もみえます。本当に迷惑を掛けるものです。そして去年の9月29日、長島町を対象とした説明会、その時に七十何人かの方が出席をされましたが、その時のまとめとして、大畑教育長は、きょうの話はみんな反対でした。と、すべてが反対する声でしたと言ってまとめられてみえます。持ち帰って検討する。きょうで終わりにするということはしないと書いてありますが、その後長島町への説明はいかがされたでしょうか。ただただ自治会の幹部の方と話をして、自治会としてはヒ素とか規模とかそういうことは言わん。ただただ前から問題にしている交通安全について対応してもらえれば、それだけだというふうに言ってみえましたが、その対応でさえも当事者からは恵那市は毎年毎年担当が変わってくると、来るたんび最初から話をしなならん。最初のうちは我慢もできたが、もう我慢ならんというふうにまで言われる方もみえます。こういう声の一部

の人たちに、現場ではご迷惑を掛けながら、そしてやるのが後世に誇れる仕事なのかと、特に私が心配するのが、新しく市長になられた小坂市長、市民の声を聞くと言って市長の仕事を熱心にやってみえます。その市長の仕事はお母さん方がちょっと待ったと言われるようなものでは残念でなりません。ですから今どうしても契約をしなくてもいいと思います。もう少し他の土地、市が検討した資料、これについての資料も委員長にお渡ししたんですが、副委員長との相談で配らんというふうにするようでもあります。後ほどまたポストにでも入れておきますので、議員の方は見ておいて下さい。いいところもそれなりにあると思います。何でわざわざここにしたかということが、そこでも明らかになってくるわけです。この場所は狭くて、安全でない、不安だというふうなコメントがついておるんですよ。恵那市自身のまとめの中に、そういうところになぜわざわざ造ったか、こういうことも出てくるわけです。母親たちが670の署名も出されました。市長は意見を聞く前に計画を進めと言われ質問をされました。この件は一般質問でも引き続きやらせていただきますが、恵那市だけが急激な出生児減少、このような環境の中で市民の理解が得られていない。このままのこの場所で建設についての、建設の契約については、今行うべきではありません。よってこの今回の契約については反対といたします。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 仮称新こども園建設工事を非常に長い年数を掛けて、非常に長い時間を掛けて議論を進めてまいりました。その議論の中でいろんな課題も出て来ました。しかしながらその課題に対して市の執行部もしっかり説明もして、地域住民にもしっかり説明して、確実に進んできています。そうした意味とこの少子化問題のこととか、長島こども園の建設工事においては非常に長島の方たちにとっても子どもの育成に対し非常に夢が最初ありましたので、議論もかなり尽くしてきております。時間も掛かってここまで来ておりますので、そろそろここで契約をしてもおかしくない、というふうに思いますので、賛成をいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第57号 契約の締結について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第57号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第58号 財産の取得について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2番委員。

2番委員 ; この水槽付消防ポンプも稼働がどこを稼働するか、稼働範囲をお聞きしたいのと。さっきの救急車の場合は日産のディーラーが契約であるよと、今回は民間の会社になっているので、こういうふうに対比、ディーラーと民間を対比した場合に、この契約上のその補償とか、あるいはアフターサービスというのは何か契約上あるのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 消防総務課長。

消防総務課長 ; どの活動範囲かというお尋ねですけども、配置場所は岩村消防の現在あります水槽付消防ポンプ自動車の更新という形で、岩村消防署に配備いたします。それとサービスのお尋ねですけども、県下でも実績のある業者ですので、それまでも恵那市にこの業者から購入した消防車もありますけども、アフターサービスもしっかりとしていますので、ここの業者で大丈夫だと確信しております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 1点お聞きしたいですけども、20年経過してこれを更新するわけですけども、20年前の水槽付消防ポンプ車と今の現在と違うんですけども、これちょっと発想が違うので申し訳ないんですけども、緊急時の給水車という役割をできないんですか。これは。

委員長 ; 消防総務課長。

消防総務課長 ; これ非常時のときの水槽は今現在恵那市の消防本部には5トンの水を積んだ水槽付小型動力ポンプ付水槽車というものがございまして、岩村の消防署も水槽車というのがありまして、これはあくまでも1,500リットルの水槽ですので、水を飲む仕様ではないです。

委員長 ; 副市長。

副市長 ; 消防のポンプ車は油を使って水を入れますので、これ飲料水用では認められませんので使用できません。というのは現在あるもの実は給水タンクとして利用しようということで担当といろいろやりましたけれど、県とお話したところ、こういうものについ

ては油が回っているので使えないということがはっきりしましたし、改造するとたくさんのお金が掛かることが分かりましたので、あきらめました。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 安心安全なための救急車や消防車ということでいいことだと思いますが、いわゆる更新の何年毎で更新しているかということについて、東濃 5 市との対比なんか、どんな程度なのか、そういうものありませんでしょうか。

委員長 ; 消防総務課長。

消防総務課長 ; 恵那市では概ね 20 年経ったものを更新という計画があります。東濃 5 市ですと、多治見市、土岐市は概ね 18 年の更新をしておる模様です。恵那市と同じように 20 年更新というのは、瑞浪市、中津川市は概ね 20 年で更新を実施しておるわけです。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 5 8 号 財産の取得について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 8 号」は原案のとおり可決するのものと決しました。ここで 10 分間休憩をいたし、11 時 25 分から再開をいたします。執行部の皆さんはこれで退席をいただいて結構でございます。ありがとうございました。それでは暫時休憩をいたします。

【休憩 11 時 16 分】

## 【再開 11 時 26 分】

委員長 ; 会議を再開いたします。それでは、「請第 1 号 「テロ等準備罪法案」の取り下げを  
求める意見書に関する請願」を議題といたします。はじめに議会事務局長に請第 1 号  
の内容を朗読させます。議会事務局長。

議会事務局長 ; それでは請願書の内容について原文に沿って読み上げさせていただきます。なお、請  
願者の住所の番地及び電話番号は省略をさせていただきますので、よろしくお願いま  
します。関係書の 22 ページでございます。「テロ等準備罪法案」の取り下げを求める意  
見書に関する請願、平成 29 年 5 月 16 日、恵那市議会議長、荒田雅晴様。戦争はいや  
だ！平和がいちばん！恵那市民の会、代表者安藤広康。住所、恵那市長島町中野。紹  
介議員、遠山信子。請願の要旨、「テロ等準備罪法案」という共謀罪法案が国会で審  
議されておりますが、審議が進むほど私達市民は不安になってきております。安倍首  
相は、「一般の方々が処罰の対象となることはありえない」「この法律がないとオリ  
ンピック、パラリンピックが開けない」と言われています。「組織的犯罪集団」の行  
為のみが対象だといわれていますが「一般の人」「組織的犯罪集団」の定義はなく、こ  
の法律がないと「オリンピック、パラリンピックが開けない」理由もはっきりしませ  
ん。さらに、私達が何を話したのか、何をすることが準備なのか、常に監視し私達は、  
行為に及ばなくても捜査を受ける可能性が起きるのです。行為がなくても捕まるこ  
とになるのです。捜査当局の判断で、幅広い市民運動や労働運動などが監視、弾圧の対  
象になる危険性はぬぐえません。現代の治安維持法といわれる所以です。憲法 19 条  
で「思想、良心の自由はこれを侵してはならない」とありますが、「テロ等準備罪法  
案」は、思想、良心という内申を侵すことになり、ものを言う自由を制限し、民主々  
義を否定する社会になります。憲法で保障された基本的人権を侵すことになりま  
す。そんな社会をつくってはなりません。よって地方自治法第 99 条の規定により、「テ  
ロ等準備罪法案」を取り下げるよう、政府、衆議院、参議院に意見書を提出するよう請願  
します。請願事項、「テロ等準備罪」法案の取り下げを求める意見書を国に提出する  
こと。10 ページへ移ります。「テロ等準備罪」法案の取り下げを求める意見書案。平  
成 29 年 5 月、日付は空欄でございます。総理大臣、安倍晋三様。衆議院議長、大島  
理森様、参議院議長、伊達忠一様。「テロ等準備罪法案」という共謀罪法案が国会で  
審議されておりますが、審議が進むほど私達市民は不安になってきております。安倍  
首相は、「一般の方々が処罰の対象となることはありえない」「この法律がないとオリ  
ンピック、パラリンピックが開けない」と言われています。「組織的犯罪集団」の行

為のみが対象だといわれていますが「一般の人」「組織的犯罪集団」の定義はなく、この法律がないと「オリンピック、パラリンピックが開けない」理由もはっきりしません。さらに、話し合いをし準備をしたことが犯罪に問われるのです。捜査機関は私達が何を話したのか、何をすることが準備なのか、常に監視し私達は、行為に及ばなくても捜査を受ける可能性が起きるのです。行為がなくても捕まることになるのです。捜査当局の判断で、幅広い市民運動や労働運動などが監視、弾圧の対象になる危険性はぬぐえません。現代の治安維持法といわれる所以です。憲法 19 条で「思想、良心の自由はこれを侵してはならない」とありますが、「テロ等準備罪法案」は、思想、良心という内申を侵すことになり、ものを言う自由を制限し、民主主義を否定する社会になります。憲法で保障された基本的人権を侵すことになります。そんな社会をつくってはなりません。よって地方自治法第 99 条の規定により、「テロ等準備罪法案」を取り下げるよう、意見書を提出します。恵那市議会。以上でございます。

委員長 ; 請第 1 号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ; 紹介議員から説明を聞くことに決しました。それでは、紹介議員に入室していただきます。4 番委員。

4 番委員 ; 事前の打ち合わせでは、請願者に直接意見を聞くか聞かないかについては、聞かないという話だったけども、ここの会議で諮るでねというふうに聞いておりました。改めてここで諮ってから、それから紹介議員をお願いします。

委員長 ; それでは、請願者に趣旨説明をしていただくかどうか、いかがいたしましょうか。4 番委員。

4 番委員 ; なぜ先ほどそのような約束を今回は省略されたのか。副委員長との同議でそうされたのか、アドバイスなのか。そのところを教えてください。

委員長 ; 今、お諮りしましたので、皆さんに意見を伺うという事です。5 番委員。

5 番委員 ; 今のテロ等準備罪法案は一番話題となっております、概要はだいたい分っておりますし、事務局からも提案者の趣旨説明がありましたので、それで十分かと思えます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 書いてあるものだけで、それを代読したので十分というのでは、議員としての仕事はどうなのか。直接ここに集まってきて、みんなで議論をする。このことをどう評価す

るかということも言えるのですが、やはり市民が制度に則って法律に則ってここへ議員の人たちに直接訴えたいと。そして初めてではなしに、これまではそれが当たり前でやってきました。最近になってから恵那市議会の劣化ということを指摘される声を聞きますが、やはり先ほど5番委員も言われましたが、全国民、全市民が関心を持っている大事な事。これについて恵那市議会がしっかりと議論したと言うためにも請願者から直接意見を聞くこと、これが大事だと思います。できないことではない、今そこまで来ていただいているはずです。その方にここに来ていただいて、一言お話を聞くと。それが議員としての任務だと思いますが、なぜそのようなものを省略しようとするのか、私には分かりません。改めて今期から政務活動費を1万円付けていただき、そして議員歳費も2万円上げてもらいました。その議員が本来やるべき仕事をやらなくて、なんと市民に申し開きをするのか。私はそう思います。ですから、難しいことではありません。ここに来ていただいて、紹介議員と一緒に話を聞いて、そして議論をしていくというのが大事だと思いますので、ぜひとも呼んでいただきたい。お願いします。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; この請願者を呼ぶということは、恵那市議会も過去にはあるにはあったのですが、調べてみますと、大半の議会で請願者は呼んでいないような方向が多いようです。この恵那市議会としても、今回の共謀罪についてはかなり新聞等でも取り上げていますし、細かい点まで知っている方は知っていると思いますので、紹介議員だけで十分だと思います。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と言う者あり)

委員長 ; では、ただいまから採決を行います。請願者による趣旨説明について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって、請願者による趣旨説明については行わないことに致します。では、これから紹介議員から説明を聞くことに決めますので、紹介議員に入室をしていただきます。

## (紹介議員 入室)

委員長 ; 請第 1 号の紹介議員、遠山議員です。紹介議員より説明をお願いします。

紹介議員 ; 「テロ等準備罪法案」の取り下げを求める意見書の請願の紹介をさせていただきます。遠山信子です。よろしく申し上げます。請願は、戦争はいやだ！平和がいちばん！恵那市民の会からの意見書の請願です。この請願の紹介をさせていただく前に、請願団体代表者の安藤広康さんから請願の主旨の説明を委員会で直に聞いていただけることが本来かと思っておりますが、聞いていただけない事は理解できません。残念でなりません。請願者の請願の主旨に寄り添って、私から紹介させていただきますのでよろしく申し上げます。この法案は、「テロ等準備罪法案」という名称です。国内法を整備して国際条約を締結できなければ、東京オリンピックは開けない。テロを防ぐためには国際組織犯罪防止条約を締結したいと。そのためには「テロ等準備罪」が日本の国には必要だと政府は説明しています。しかし、テロ防止のための条約は既に 13 本、日本政府は締結しています。13 本の条約を今述べるのは控えますが、テロと言うと誰もが不安になります。テロ対策の国際条約は既に十分あるのですが、それでもオリンピックのために日本の法律の中でテロを起こしそうな集団を早く見つけて、事件を起こす前に事件を起こしそうな集団を捕らえてしまおうという法律を作っておこうという法案であることが判ってきました。今、この国の新聞や放送、全てのメディア、学者、有識者の人たちの中ではこの法案をテロ等準備罪法案と言って放送しているところはなく、全て共謀罪と言っています。テロ防止のためにも未然に防ぐためには、日本に刑法の中にも既に殺人予備罪、内乱予備陰謀罪などテロで想定される多くの重大犯罪の実行以前から取り締まる制度は十分あります。これは、既に 2003 年、2004 年、2005 年と 3 度の共謀罪として国会に提出されてきました。今回、テロ等準備罪と名前を変えてできたわけですが、今回も大きなうねりで、この共謀罪の成立を拒む声が上がっています。この法律のもっとも真と捉えるところは罪の成立の有り方にあります。犯罪は行為があつて結果があつて事件となり犯罪行為が実証されれば罪になるという事ですが、共謀罪は何も犯罪が起きていなくても起こるかもしれない、起こすかもしれないことを想定して、証拠として形が無いものが罪になる。今までの犯罪の常識を大きく逸脱しています。心の中で思っていることが罪になる。話し合ったり相談したり計画したら罪になるということです。どうして人の思っていることが、分るのでしょうか。このためには、盗聴あるいは通信網、あるいは言わば L I N E や携帯やネット等の傍受等が想定されます。個人のこの自由まで監視される社会ができるというこ

とになります。国民は自由にものが言えなくなり、お互いを監視しはじめることが起きると考えられます。自分に関係ない、あんなことはいつも反対しているとかデモをやっている連中のことだということでは済まなくなるのが、この共謀罪です。国の権力を持つ人たちの言うとおりにしなければならなくなってしまう。私たちの国の憲法では、一人一人の個人が尊重されるのだと、基本的人権の擁護が根底にあり、個人の尊厳が高らかに謳ってあります。沢山の人の犠牲の下で戦前の傷を負っている人の犠牲の下に個人の自由と権利を保障されたわけです。公共の福祉に反しない限り、全ての国民は個人として尊重されます。個人の心の中まで覗き見し、心の自由が奪われることが、これが可能にされる法律ができれば、私たち国民の一人一人は誰もが疑心暗鬼になったり不自由な生活に不自由な生き方を強いられることになります。今この共謀罪については、国民の77パーセントが国会で十分議論されているとは言えないと新聞でも報道されています。また国連の人権担当者からは、日本は大変危ない法律を通そうとしているというふうに勧告されています。このような法案を国会で通してはならないと私は願っています。どうかこの委員会でもよく審議をしてください。テロ等準備罪法案の取り下げを求める意見書を提出するよう審議くださることを心からお願い致します。

委員長 ; それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; この国際犯罪防止条約が採択されて、そのために共謀罪を出すということを言われていて、法務省のホームページを見ますと、共謀罪などの犯罪化を条約加入の条件としていまして、多くの現行法上の罰則には組織的な犯罪集団に関与する重大な犯罪の共謀行為を処罰する罪がないので、する必要があると言っています。特に、マネーロンダリング罪とか司法妨害罪等の犯罪が義務付けられていて、日本には現行法では欠けているとも言われていますので、これはそういう面からも国も作っている感じがするんですけど、それについていかがですか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 国際組織犯罪防止条約というものについて、ここでは世界の187カ国が締結済みですが、この条約締結後に国内法を新設した国は、世界でも僅か2カ国だけです。この共謀罪が無ければ、この条約を締結できないという説明もありません。日本では既に13のテロ防止条約を締結しています。テロに関する事についての防御は充分できております。そして、この共謀罪が何かテロの組織みたいな事をするのを未然に防がないといけないかという事について、いろいろな議論があるわけですが、日本で一番大きな

事件で言いますとサリン事件とかがありましたが、それに対しても充分防御するものが法律としてはあったわけですが、それを見ることはなかった訳ね。この新しい共謀罪というのは、このテロのことに関係あるわけではなく、実際に日常生活の中で市民が今度こんな法律が通っては困るてというようなことを口に出して言ったりする。そのことを取り締まるという危険があると私は思います。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 注釈的でちょっと分らなかったのですが、現在、例えば共謀に参加している者が自首して出てきた場合に確実な証拠が入手された場合であっても、実際に犯罪が実行されないと処罰する事は現行の憲法ではできないんです。だから、そのために組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪から国民を守るために必要だと言われているんですが、それはいかがですか。現状の法律が無いために、そういう事では全然できないということなんですけど。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; それは組織的なテロ行為の問題ですよ。現在、この共謀罪が国の中で問題になって大きく意見として起こって、このような今回請願の意見書を提案されるという中では、テロそのものを問題であるこのテロ等準備罪法案とありますけど、この法案の中身そのものは、いわゆる 2003 年 2004 年 2005 年と出てきた共謀罪というものの中身であるということで、普通の市民の考えている事を奪うものではないかということで、私たちは懸念しています。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; ちょっとよく分かりませんが、現行の法で欠けているものですから、遠山議員は現行で埋まっているという事ですけど、現実には自首して、こういった場合には埋まっていないということを法務省のところで言われている。私は細かくは分かりませんよ。法務省がこう言われていますので、どうかなと聞いているわけです。要するにこういうことをして犯罪防止してやっても、実際に今の国の法律ではそれは検挙できないよということになっている。だから、今回共謀罪ですと、私はこうやっていたのと自首した場合に検挙できるようになるのですが、原状ではそうした場合に実際に犯罪行為を起こさないとできないとなっていますので、そういう点では今の日本の法律に欠けている点があるから、作らないといけないという事で。もう1つはマネーロンダリング罪とか司法妨害罪等についても日本のやつは欠けていると言われているので、テロというのを強調しているんですけど、テロもそうですが色々なパターンがありますので、その欠けているのを埋めようとしていると理解しているんですけど、そういうこ

とではないんですか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 要するにこの法律は、何もまだ事件を起こしていないのに罪にされるのです。共謀罪というのは。だから相談した、今度みんなで何かしようかと相談した事が、何の事を相談したかも分らないけど、相談した、何かしようとしているしているというのが、心の中で思っていることが罪に問われるという内容なんです。法律というのは、何か事件を起こしたから罪になっていくわけですが、共謀罪は心の中で思っていることが罪になってしまうという特徴なんです。未然に何か起こしているわけではないんですが、罪になるというのは日本でもできていますよ。それに適用するものがあります、日本の国は。また国際的にも日本政府が締結しているものは13本あるわけで、テロ等に関する事では十分準備はできているというふうになっているということですけど、今回のこの共謀罪に関しては、まだ何も事件を起こしていない事が罪になるということで。しかも多くはこれから日本国民全ての人にこのことが関わってくるということです。違いますか。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 全ての国民に関わってくるというのはおかしい気がします。この一般の市民団体や労働団体や正当な団体を対象に適用される事はないですかという事に対して、なんと答えているかと言いますと、基礎として共同目的が長期5年以上の犯罪等を実行するある団体ということを条文上明記されていますので、その明記から言うと一般の団体が犯罪目的としてそういう事に当たることはまず無いと思うのです。ただ目的が5年以上の犯罪を構成する場合にもって初めてという話ですので、この自首した人が5年以上の犯罪を共謀していれば当然当たるとは思いますけど。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 5年以内という話がありますが、今、私たちが勉強させていただいて懸念している事は、ほとんどの新聞や報道社、学者、法律家、弁護士の人達が、これをしたら大変な事になるよと言っているわけです。その中でも既にこの恐る事が事件として色々起きているんですよ。今言われたみたいに5年以内どころか、例えばこの前の大分で参議院の選挙の時には、野党の統一候補の人の選挙事務所の前に監視カメラがあったということで、それが1つ大きな問題となっています。一番大きな問題は、私たちの岐阜県で起きている大垣市では、大垣市の人達が近くに風力発電ができるらしいと。風力発電は、風力発電の音などで大変な事もあるという。それが風力発電は本当にいいものだろうか、できていいだろうかという勉強会を始めた人達が、その風力発電を準

備している電力会社に、この人とこの人とこの人がこういうことを勉強してこんな事を調べているぞということを警察から会社に情報が流された。個人の人達がこれからこんな事が起きたら困るねと勉強している事が、しかも一人の知っている人がその人が何を考えているか調べた事が警察に調べられていたということが裁判になっていきますけれど、このようなことが今、日本では現実に共謀罪が通る前に起きているわけなんです。こういう内容事態がこの国でこれから起きていくという事は、大変なことであるということです。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; こう話していてもなかなか議論が噛み合いませんので、国で議論している話ですので、なじまないかなと言う気がします。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 3番委員もいろいろお話されましたが、それに対して紹介議員は国内の事をお話しされていましたが、やはり一方に偏るわけではないのですが、ここにも書いてありますがオリンピックやパラリンピックが開けないという表現がありますけど、テロというのは国際的な問題になってきて、その中で、今世界で起きているテロ状況を見ますと、女学生が誘拐されて、それを洗脳して、人そのものが凶器にしているという、仕立てていく。これこそが人間を凶器に仕立てる準備なんです。そういう大きな目を見たときに日本がオリンピックの話が出てくるのが、一番日本の治安がいいところを世界的にテロをおこなう方はPRしようとする、このオリンピックを狙うという危険性が大きく出てくる訳なんです。その中でもうひとつ言いますと、共謀罪が今テロ等準備罪にかえたと言われてはいますが、より具体的に僕は国民に対してこのテロ行為というのは明確によく表現されていると思うんですね。すでに共謀罪そのものは先進国で設置して条例化されていないのは日本で、あと先進国はほとんど共謀罪というのはもっておりますし、やはり治安が今の状況を見て悪くなる段階で、準備をする段階からある程度取り締まっていけないと今のテロ行為は収縮しないと。日本で言いますとオウム真理教なんかまさに個人を洗脳教育してやったような事実がありますし、それからもう1点、思想良心の自由が侵されていくということが言われますけども、なんのために憲法19条があるのかとそこまで否定していってしまうとすることで、日本国の憲法が世界にも賛否を頂いているような憲法ですので、その部分で私は思想や良心の自由が奪われるとは思っておりませんので、テロ等準備罪が国際的にみて今、必要になってきているということを申し上げながら紹介議員との違いを言いたいと思います。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 今、紹介議員の方から説明もありましたが、大垣で起きていることをすでに手を入れる行為自体が反対をする準備であることをご存じかという格好で、電力会社やね。警察が調査したものを電力会社にこの人はこういう人だぞと自然破壊に繋がることに敏感に反対するビジネスだにご存じですかと。東大を中退しており、頭もええ、しゃべりも上手であるからやっかいになるぞという子なんかを警察が電力会社に言つとると。

(紹介者に質問してもらって。)

4番委員 ; 状況を話すから。

(何か言う者あり)

4番委員 ; 紹介議員と発言者に対しての中身についても説明しますので。

(何か言う者あり)

4番委員 ; で、大垣であった話もね、実は恵那の文化センターでリニアの送電線の説明会の時に恵那市の警察署が来ておりました。これなんかもすでに警察はそういうことをやっとするよということ。いままではこれをこそこそやっつけたかもしれんけど、今度は当然とするようになると、大変危険な話だと思うんですが。他にはこのような話については紹介議員としてはご存じでしょうか。地域でどういうことが起きているか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 具体的に自分の地域のことでちょっと充分把握はしておりませんが、今言われたみたいな、先ほど説明しましたみたいな、大分の事件とか事件が起きているとは言い切れませんが一番心配することは、その人たちが何を考えているのかということは今、堀議員がテロのことを言われたんですがこれはテロ等防止と書いてはありますが、そのことが大きな目的ではなく、先ほど言いましたみたいに充分テロに対する法律は出来ておりますので、すべてのマスコミが共謀罪としか言っていないじゃないですか。この共謀罪でひとりひとりの心の中が何考えているのか見るとなると、これからはその人の例えば携帯電話とかラインとかメールの交換とか、そういう物が防除される

と、私たちの個人が持っている秘密まで知られるとということになります。先ほど言った大垣の例なんかでも、何でその人のことをそんなに知っているかと言ったら、すでにそういう調査をされているということで、市民の見方でみんなのために言ったおまわりさんとも安心して暮らせないということになってしまいうんではないかと懸念されます。これは一部の考えの物達がいろんなこと考えているから共謀罪で事前にそんな考えおかしいよと言ったら良いかなと思われるかもしれませんが、決してそうではなく、すべての人たちの、ようするに私たちの持っている個人の情報が防除されるという危険が大変あるということ、このことです。それで俺には関係ない、自分には関係ないということではないということが、この共謀罪の最も恐れるところです。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; テロの場合は、この法律の元は生命と財産を守るというということがあるんじゃないかと。こういう考え方だと思いますけども。紹介議員さんは思想と良心そのものをみてみえるわけで生命と財産をきちっとやるというためにこれが出てきておるわけではないかと思っておりますので、その位置関係が違いますのでその事をお話させていただいて、ご理解をしてもらえないとは思いますが、そう言った意見がありますということを申し伝えいたします。

委員長 ; 他にありませんか。

他にありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。ここで、紹介議員には退席をしていただきます。ありがとうございました。

#### (紹介議員 退席)

委員長 ; 次に本件に対する討論を行います。討論はありませんか。3番委員。

3番委員 ; この法律について、見た感じでは現行の法律を埋める法律だというふうに理解しています。請願については、提出する必要はないと思います。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 紹介議員に出された質問、それに対して私からも発言された方に逆に質問しますので回答をお願い致します。私は昭和19年戦争が終わる前の年に生まれました。同級生や学校の先輩方にも父親が戦争で亡くなった人は何人もいました。戦争が終わって良かった、もう二度と戦争なんかやっちゃいかんと言われる社会の中で大きくなり、憲法は大事、特に9条は守らなきゃならんというふうにいわれる中で大人になってきま

した。民主主義は少数意見の尊重であると教わってきました。少数意見が人類の進歩を導いてきたとも聞いてきました。今回の共謀罪は、先ほど大垣の話もありましたが、権力に対して物を言う人を狙らうと。これが今の状況です。特に秘密保護法、そして戦争法、そして今度の共謀罪。次はいよいよ憲法9条に自衛隊をやめて、執行させて自衛隊を憲法に謳い込むというふうな状況でまさに日本がかってやったこと。で、失敗して世界にお詫びをしたあの戦争に突き進んでいくのではないかと。特にこの19年生まれとして、戦後を経験した者としては大変心配です。通常国会会期末の18日が迫る中、内心を処罰対象にする憲法違反の共謀罪法案を巡る審議が緊迫しております。安倍晋三政権はあくまで今国会で成立させる構えです。審議をすればするほど悲壮良心の自由を侵害する法案の危険性が浮き彫りになり、どの世論調査も政府の説明に納得していない国民は多数です。放送関係者、宗教者、ジャーナリスト、環境保護団体など幅広い団体、個人も次々と反対の声をあげています。国際的な批判も寄せられています。国民の人権に関わる重大な法案を民意に逆らって記憶をすることは許せません。国内の法律人権団体、作家やジャーナリストなどは早くから反対声明を發表していますが、6月5日には2万6,000人以上の作家らが参加する国際組織、国際連が会長名で日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かす国民の基本的な自由を深く侵害すると法案反対を表明しました。先の国内人権理事会の特別報告者からの警告。共謀罪法案が国際的に見ても極めて特異な危険な中身であることを示すものであります。国際環境NGO団体が政府による環境破壊に声を上げることまでも捜査監視の対象にされると指摘し、市民社会を抑圧し、民主主義を窒息させると訴えていることや宗教団体が、創価学会さんはかつてそうだったのですが、今回ははっきりしませんが、戦前から戦中にかけて治安維持法によって新居の自由を侵害され宗教活動から弾圧されてきた歴史と経験を踏まえ、治安維持法と同様に捜査機関及び政府に乱用される可能性があることと協調していることも重要です。いくら安倍政権が一般の人には関係ないと繰り返しても国民の様々な分野に重大な教育なる法案の本質をごまかすことはできません。先ほど紹介致しました恵那市の状況。リニアの説明会にもそして私が街頭で選挙の時に立つと。毎日毎日、毎朝、恵那市の刑事がうろつく。こういう状況です。国会審議ではテロ対策にはならず、国際組織犯罪TOC条約の締結に必要なことなどがいよいよ明確になっています。環境保護団体などでも捜査当局が隠れ蓑とみなした場合は共謀罪の処罰対象になるという大問題も浮上致しました。先ほど内通した、いわゆる事前にたれ込んだだけでもチェックしたい奴をチェックができないと言われますが。例えば、へボの巣を取ろうとしとるぞと。というようなことを

たれ込んだだけで、もしこのまま進めば逮捕できると。そういうような話になってくるわけです。特にたれ込みの話になると、通告した人は限定されるとか、そういうふうな事も今回の共謀罪の中にはあるわけです。まさに内密通。ほんとに住みにくい世の中になってくると思いますが。特に私が不安に思っていることは、国連の特別報告者のジョセフ・ケナタッチ、国連特別報告者が安倍首相宛にプライバシー権や表現の自由を制約すると懸念の示した書簡が送られた事に対して、政府はいらんお世話だとかばかりに抗議するだけで回答していないなど国際社会からも懸念にも全く答えようとしていないようです。第2次世界大戦、太平洋戦争に入る前、日本は国際連盟から脱退した。その時の松岡洋右全権大使が国際連盟総会から退場する写真、これ社会科の教科書に載っていた。皆さんも記憶があるかも知れませんが、見た覚えがあります。安倍政権は世界を敵にまわす大恐れた考えで、この法律を本気で通そうとしていることに恐ろしく感じ、何としてもこのような世界から変な国と思われてしまうような、ちょっと近いところにあるあの国と同じように、もう国連から出て行けと言われやしないか。本当に心配であります。恵那市でしっかり学んで、そして東京で、そして世界で活躍している子どもたちも沢山います。その人達が安全でおれるのは、恵那市は再び戦争はしないという憲法9条をもっておる安全な国だということをみんな信頼されておる訳ですが、このような共謀罪でものを言うことがおさえられるこういうふうな社会。これを進めようとするようなこの共謀罪については恵那市民の声として辞めるように、取り下げるように国会へ、国の方へ意見をあげること。それを採択することに賛成であります。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員長 ; 討論はありませんのでただ今から採決を行います。

「請第1号「テロ等準備罪法案」の取り下げを求める意見書に関する請願」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって「請第1号」は不採択すべきものに決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了致しました。  
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任  
いただくことに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長と言う者あり)

委員長 ; 4番委員。  
4番委員 ; 前回の委員会質疑に対するまとめについて、非常に残念ながら私は指摘をさせてもら  
いました。今回もまとめられることについて、一度どのような格好にまとめたか  
発表する前に委員に開示していただきたい。そうすれば当日、議場であんな恥ずかし  
いことをしなくても済むと思いますので。それをお願いしておきます。

(何か言う者あり)

委員長 ; では、4番委員からの意見がありますが、委員長報告の作成については正副委員長に  
一任いただけることにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(マイクオフ：委員長報告についての話あり)

委員長 ; 5番委員。  
5番委員 ; この委員会の議事録もホームページにすべて公開されておりますので、私は委員長、  
副委員長に報告は一任いたしますので、その方向でお願い致します。

(マイクオフ：雑談あり)

委員長 ; では、採決を取ります。この委員会の結果報告作成については、正副委員長に一任い  
ただくことにご異議はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 29 年第 2 回総務文教委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

午後 12 時 12 分閉会

---

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則